

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第25回ガスシステム改革小委員会

日時 平成27年11月10日（火）18：00～20：30

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

1. 開会

○山内委員長

それでは、定刻でございますので、ただいまから第25回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

まず初めに、事務局からオブザーバーの紹介をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会、川岸隆彦常務理事、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、東京電力株式会社、佐藤美智夫執行役員／カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント、関西電力株式会社、松村直人グループ経営推進本部副本部長、全国LPガス協会、内藤理専務理事、石油連盟、押尾信明事務局長、日本熱供給事業協会、田嶋忠朗専務理事が出席されています。

なお、東京電力株式会社、中部電力株式会社及び関西電力株式会社から資料5、大石委員から資料6のとおり意見提出があります。

また、消費者庁、総務省から出席があります。なお、公正取引委員会につきましては、業務の都合上、今回は欠席です。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

2. 議題

（1）前回の御指摘事項について

○山内委員長

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、まず議題の1、「これまでの御指摘事項について」を議論いたします。

それでは、事務局から資料3に沿って説明をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

ご説明させていただきます。これまでのご指摘事項についてですけれども、1ページ、2ページに全体7点を整理させていただいています。

① 橘川委員、深山委員からのご指摘です。経過措置料金規制を課された事業者の競争条件について。

② 二村委員からのご質問です。都市ガス会社、電力会社の相互参入について。

③ 大石委員からのご指摘です。オール電化率について。

④ 引頭委員からのご指摘です。LPG、LNGの価格、一般ガス事業者とガス導管事業者の導管コストの差異について。

なお、二重導管規制に関しましては、既存導管網からの離脱がどの程度起こると託送料金がどの程度上がるのか、データを示してもらいたいとのご指摘が複数ありましたが、こちらは作業の都合上、次回以降にお示ししたいと思います。

⑤ 池田委員からのご質問です。二重導管規制の趣旨・哲学について。

2ページです。前々回の引頭委員、深山委員からのご指摘事項。小売事業者が倒産した場合の最終保障供給の在り方について。

最後、継続論点でございます。開閉栓について。

3ページ、ご指摘事項①です。橘川委員、深山委員から。

経過措置料金規制を議論するに当たっては、経過措置料金規制を課された事業者が競争しにくくなる可能性がある点にも留意すべきとのご意見をいただいております。

今回の改正法においては、小売全面自由化を行うこととしていることから、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であり、経過措置料金規制は、適正な競争関係が認められない場合に限り、旧一般ガス事業者等に対して例外的に課される措置であります。

他方、仮に経過措置料金規制が課されたとしても、経過措置約款における料金メニュー以外の料金メニューを設定することも制度上は可能であり、ほかの事業者と競争することは可能であると認識しております。

下の参考図をご覧ください。経過措置約款における料金以外にも、より安い料金メニュー、より高い料金メニューを設定することが可能です。ただし、より高い料金メニューについては、これを選ぶ需要家はいないでしょうから、経過措置約款における料金が実質的な上限価格として機能するものと考えております。

ただし、あくまでも例外的な措置であるという経過措置料金規制の趣旨を踏まえ、その対象となる事業者がいたずらに拡大することのないよう、その指定基準については事務局においてさらに整理した後、本委員会に提示させていただきます。

次のページでございます。ご指摘②、二村委員からのご指摘です。

都市ガス会社の相互参入は実際にどれぐらい起こり得るものなのか。また、電力会社は、一般家庭向けの都市ガス供給にどれぐらい参入を行う予定なのか、というご質問でございます。

都市ガス会社の小売電気事業への参入については、既に静岡ガスパワー（静岡ガスの関連会社）、北海道ガス、大阪ガスが事前の登録を受けているところであります。また、東京ガス、東邦ガス、西部ガスなども登録申請済みです。

また、電力会社のガス小売事業への参入については、各社のプレスリリース・報道によれば、東京電力、中部電力、関西電力、九州電力が枠囲みのおり検討しているものと承知しています。

また、資料にはありませんが、都市ガス会社同士の供給区域を越えた相互参入ですが、既に自由化されている大口供給についてみますと、都市ガス会社がほかの都市ガス会社の供給区域内で導管を引くことにより大口供給をしている例は10例以上見られます。

5ページ、大石委員からのご指摘事項③です。

昨年12月の本小委員会で指摘があったオール電化率の資料を提出するようご指示がありました。

この論点につきましては、昨年12月にご指摘を頂戴して以降適当な機会がなかったため、この機会を捉え資料を提出させていただきたいと考えております。

小委員会において、オブザーバー（猪狩常磐共同ガス社長）からの説明に対して、古城委員からオール電化率に係る資料を提出するよう指摘がありました。

中段の表が常磐共同ガス株式会社の調査結果ですが、1行目が新築の調査、2行目、3行目の小規模分譲地は既築地域のサンプル調査です。本調査によれば、新築地域だけではなく、既築地域においても高いオール電化率となっていることがわかります。

6ページ、引頭委員からのご指摘事項④です。

原油価格下落により、昨今ではLPGのほうがLNGよりも少し安くなっている。したがって、未熟調ガスそのものが安いということよりも、むしろ一般ガス事業者とガス導管事業者とでは託送料金、すなわち導管コストに差異があるのかもしれない、実態を理解したいとのご指摘です。

下段のグラフに1995年以降のメガジュール当たりのLNG輸入単価及びLPG輸入単価の推移を示しております。2008年まではLPG輸入単価がLNG輸入単価を上回っていましたが、2008年以降、LPG輸入単価がLNG輸入単価を下回る時期、オレンジの部分ですけれども、がたびたび発生しています。ご指摘のとおり、直近のデータである本年9月の時点においては、LPG輸入単価が1.02円であるのに対してLNG輸入単価は1.09円となっており、LNGのほうが高くなっています。

7ページですが、一般ガス事業者とガス導管事業者の託送料金の差については、例えば東京ガ

スと東京電力の料金単価を比較すると枠囲いのおりとなります。託送供給約款に記載・公表されている料金単価を前提として、例えば24時間稼働する工場などであって、そのガス使用量が年間1,000万 m^3 の需要家に対してガスを供給する場合の託送供給料金の月額、東京ガスですと約300万円、東京電力ですと約60万円となります。

ただ、託送料金にこうした差があったとしても、電気事業者がガスを供給する事業の用に供する導管に係るコストについては、総括原価方式に基づく電気事業法における料金規制においてコスト回収が認められているわけではございません。直ちにガス市場における競争を歪めていることにはならない点には留意が必要だと考えています。

8ページ、池田委員からのご指摘事項⑤です。

二重導管規制については、原則自由なのか、原則禁止なのか理解しづらい。その趣旨・哲学について教えてほしいとのご指摘です。

東京電力、INPEX、JAPEXといったガス導管事業者は、国に対する届出を行えば自由にその導管を敷設してガス導管事業を行うことができるというのが原則です。

ただし、ガス導管事業者の導管が、国の許可を受けた事業者である一般ガス事業者の供給区域内に敷設される場合には、その既存導管網の効率的な活用を脅かし、託送料金の上昇という形で当該供給区域内の需要家の利益を阻害することも想定されます。このような場合に限って、当該供給区域内の需要家への影響を国が審査するというのが二重導管規制でございます。

9ページでございます。前々回のご指摘事項になります。引頭委員、深山委員からの最終保障供給に関するご指摘です。

ガス小売事業者が倒産した場合において、一定期間無契約状態となるガスの供給については、一般ガス導管事業者が行う最終保障供給として整理するのか、新たな小売事業者が行う小売供給として整理するのかを需要家に選択させるという提案を事務局からさせていただいております。

これに対して、ガス小売事業者が倒産した場合には、自動的に最終保障供給が開始されるとしたほうが、需要家が迷わなくて済むのではないかとのご指摘です。

また、ガス小売事業者が倒産した場合に、ガスを流しているのは一般ガス導管事業者であるとすれば、「事務管理」ということになるのかもしれないが、この場合におけるガスの供給主体を需要家に選択させる合理性はあるのかとのご指摘をいただいております。

10ページの図を見ていただければと思います。図1が、ガス小売事業者が倒産した後、直ちに最終保障供給約款に基づく最終保障供給が開始されると整理した場合ですが、需要家自身が本来有する供給者を選択する権利、この場合は小売Bを選択する権利が制約されることとなるため、やはり適当ではないと考えます。

このため、前々回の本小委員会においてご提案させていただいたとおり、無契約の状態で受けたガスの供給については、新たなガス小売事業者からの小売供給として整理するか、一般ガス導管事業者からの最終保障供給として整理するかを需要家が選択することを認めることとしたいと考えております。

ただし、引頭委員ご指摘のとおり、こうした無契約状態が長期間継続することは適当でないと思います。

このため、一般ガス導管事業者に対しては、ガス小売事業者の倒産を覚知した場合に、需要家に対してその事実を知らせるとともに、早急にほかのガス小売事業者と小売供給契約を締結するか、導管事業者から最終保障供給を受けるかを選択する必要があることを、需要家に対して説明することを求めることとしたいと思います。

また、仮に需要家が供給事業者を選択せずに無契約状態を放置した場合には、一般ガス導管事業者が供給停止などを行うこともあり得ると考えております。

また、三者間の債権関係の整理については、図2のとおりとしたいと考えます。託送供給約款において、需要家が小売Bとの小売供給契約が遡及することを選択した場合には、一般ガス導管事業者は自身が有する需要家に対する債権を小売Bに譲渡すること。小売Bに対して無契約期間中に供給したガスの精算を求めると記載させることにしたいと考えております。

最後、12ページでございます。継続的な論点となっている開閉栓についてです。

前々回本小委員会において、内管漏えい検査や緊急保安のために行う開閉栓については、一般ガス導管事業者がその責任を有することと整理されました。

前回の本小委員会において、単に供給者が変更される、いわゆる「スイッチ」の場合には物理的な開閉栓作業は不要であると整理されました。

いわゆる「スイッチ」以外の場合において、ガス小売事業者が需要家に対して新たに小売供給を開始する場合には、13ページの4つのケースが想定されます。

まず、ケースAの一般ガス導管事業者とガス小売事業者が共に需要場所に行くには、一般ガス導管事業者が内管漏えい検査のための開栓を行い、その後、続けてガス小売事業者が消費機器調査を行うため、ガス小売事業者による開栓行為は不要となります。現在においても、内管漏えい検査の後、閉栓はなされておらず、続けて消費機器調査などが行われております。

次にケースBの場合。まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後、例えば別日にガス小売事業者が需要場所に行く場合です。この場合には、ガス小売事業者によるガス種の適合性確認などの消費機器調査が終了していないにもかかわらず需要家がガスの使用を開始することは保安上適当ではないため、一般ガス導管事業者が内管漏えい検査を終了した後に閉栓を行う必要が

あります。これに伴って、別日にガス小売事業者が小売供給を開始する場合に開栓を行うことが必要となります。

また、ケースDの場合ですけれども、一般ガス導管事業者とガス小売事業者から委託を受けた者（代理店等）が需要場所に行く場合には、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者から委託を受けた者が内管漏えい検査のために開栓を行った後、続けて消費機器調査を行うこととなります。ケースAと同様に消費機器調査のための開栓は不要ということになります。

なお、観念的にはケースCの場合、ガス小売事業者が需要場所に行き、その後、別日にガス導管事業者が需要場所に行く場合も考えられるところですが、保安を確保する観点からは、まず内管漏えい検査を行うべきであるということから、こうしたケースは適当ではないということになると考えます。この点については、今後、ガスシステム改革保安対策ワーキングにおいてもご議論いただく予定です。

いずれにしましても、需要家の利便性を損なわないという観点からは、ケースAやケースDのようにワンストップで対応される場合が最も適当であると考えています。新規参入者たるガス小売事業者が消費機器調査などの業務を一般ガス導管事業者などに対して委託しやすい環境を整備するための方策について、引き続き事務局で整理をした後、本委員会に案を提示させていただくこととしたいと考えております。

私からは以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今、事務局からご説明がございました論点につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等あればご発言をお願いしたいと思います。

いつものことですが、ご発言をご希望される委員の方はお手元の名札を立てていただくようお願いいたします。

それでは、深山委員から、どうぞご発言ください。

○深山委員

資料の9ページから10ページにかけての小売業者Aが倒産したときの処理の問題についてであります。私は、最終保障を導管事業者がする必要性は当然あるとは思いますが、ここでご提案されているように、需要家が最終保障供給と小売Bを選択するということのそもそもの意味合いに違和感を持っております。

と言いますのは、最終保障は事実としては供給をする必要があるんですが、そこで選択をするという意味が、導管事業者と契約しますということを選択するという意味のようにも受け取れる

んですね。そうすると、導管事業者でありながら選択をされると小売事業を導管事業者が行うということになろうかと思えます。

それがそもそも妥当とも思えませんし、そういうことではなくて、あくまで緊急措置的にとりあえずガスを供給する責務を負うというだけのことであって、小売事業の主体になるということではないだろうと思うんですね。そういう意味では、小売Bを選ぶか、小売Cを選ぶかというのは、選択がもちろんあるわけですが、導管事業者から最終保障供給を受けるという選択をするというのが制度として果たして合理的なのかというと、どうも私は相変わらず合理的だとは思えません。

もちろん小売Bを選んだときに無契約状態のときの費用の精算の問題は何らかの技術的手当が必要だと思いますし、債権譲渡というようなニュアンスの説明ですけれども、さらに考えますと、前回申し上げたように、事務管理として供給しているそれについて、事務管理の費用償還請求権を導管事業者が需要者に対して持つわけで、それを小売Bが第三者弁済をする。そうすると、弁済による代位で債権が法的に譲渡されると、こういう整理に法的にはなるのかなと思うんですが、そのような技術的なことよりも、冒頭申し上げたように、最終保障供給のほうを選択するという意味合いが私は相変わらずちょっと疑問を感じております。

以上です。

○山内委員長

よろしいですか。

それでは、これについて。

○藤本ガス市場整備課長

ご指摘のとおり、最終保障供給がある意味ラストリゾートで、需要家が誰とも契約できない場合にまさに最終保障の供給を受けられるという制度だと考えております。この場合はむしろ小売B、新しい契約を選ぶ者が多いのではないかと思いますけれども、仮にそれがすぐ見つからないという場合には、ラストリゾートとしての最終保障供給も受けられる道を残すという趣旨で選択できることとしております。

そういう意味では、導管事業者が小売をやるというよりは、ラストリゾートとして最終保障供給を提供するという趣旨だと考えています。その道も選べるということでもあります。

○深山委員

事実としてはそう選ばざるを得ないときはあるんですが、その場合には最終供給の導管事業者との間で契約関係をつくるという意味なんですか。そうではなくて、ガスを送る責務を課しているだけで、小売事業者と契約を結ぶまでの間、無契約状態ではあるけれども、供給する責務を負

わせているというだけじゃないかなと私は思うんですが。それ以上に契約関係をそこで発生させる必要もないし、合理性もないような気がするんですけど。恐らくそういう趣旨ではなくおっしゃっているのかなと思うんですが。

○藤本ガス市場整備課長

ラストリゾートとして最終保障供給を受ける場合も、契約自体は行われると考えています。そういう意味では、それを選ぶ場合には、その旨連絡をして、契約を結んで最終保障供給を受けるとというのが我々の整理であります。

○深山委員

そうすると、多分期間限定とかにするのかもしれませんが、その限りでは導管事業者との間で小売契約が結ばれるということにはなるわけですか。

○藤本ガス市場整備課長

そうですね、最終保障供給契約が結ばれると。

○山内委員長

この問題について、ほかの委員の方で何かご意見ありますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

深山委員はひょっとしたら最終保障供給約款の性質を若干誤解しておられるのかもしれない。この点事務局が明瞭に説明すれば解決する問題ではないか。最終保障自体は、小売事業者が倒産したとき限定で設けられたものではない。もともとA社と契約していたけれども、A社が倒産してどうしようもなくなったというときの対応にも使う、他の目的でつくられたものをこういう場合にも使うと私は理解しています。

したがって、需要家は小売事業者がA、B、Cといたとしても、A、B、Cを敢えて選ばなくて、この約款で供給してくださいと要請する権利は常に持っている。倒産時のつなぎとして一時的にやるものだけでなく、それこそ1年とか供給を受けるとのことだとして、実際に選ぶ人はいないと思いますが、原理的にはあり得るものだと思います。その点ご理解いただければ納得いただけるのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

引頭委員、何かありますか。

○引頭委員

今、松村委員のご発言がございましたが、私はこの最終保障供給については一時的なものだと

思っておりました。大変恐縮ですが、事務局からもう一度、この最終保障供給約款といいますが、約款とするかどうかという点もございますが、これについても一度理解のためにご説明いただけますでしょうか。それを伺った上でコメントさせていただきたいと思います。

○山内委員長

今そういうご意見がありましたので、もう一度、最終約款を含めた解釈をご提示いただいて、それで決したいと思います。よろしくお願いします。

この問題、よろしいですか。

それでは、次は引頭委員ですね、ご発言どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。今の深山委員の問題意識とはやや異なりますが、同じ9ページ目についてです。今回、事務局のご整理では、できる限り需要家の方々の経済的負担を軽減することを主眼においたご提案ということで理解いたしました。しかしながら、3点確認させてください。

1点目ですが、無契約状態が長く続く可能性は否定できません。ただ、このようなケースについて、例えば電気では需要家が料金を支払わないような場合には20日間程度で供給をストップするというようなことを伺っております。供給をストップするまでの期間をガスについてはどのように考えるか。理屈をもって明示しなければいけないのではないかと思います。

2点目は、需要家に対する配慮についてです。無契約状態になった場合には、導管事業者が気がついて需要家にお伝えするということのようにですが、自由化後では、契約を結んでいる小売事業者が供給できないような状況に陥った際には、このような制度があるということ、小売事業者と契約を結ぶ際に、あらかじめ需要家に説明する必要があるのではないのでしょうか。急に導管事業者から新たな小売事業者を「選べます」と言われても需要家は何のことかわからなくなる可能性もあると思います。ですので、ガスの小売自由化がスタートした時点で需要家に周知すべき事項であると思います。

3点目は、会計処理についてです。先ほど申し上げた無契約状態が、電気と同じように5日、あるいは3日といった短い期間の場合にはあまり問題にならないかもしれませんが、仮に1か月以上といった長い期間において、そうした状態が続いた際に、会計処理はどのようになるのでしょうか。無契約状態の際の事業活動の実態がどのようになるのかを踏まえながら、整理が必要かと思えます。この点については以上です。

別の問題でもう一点ございます。未熟調ガスのコスト比較について大変詳しい資料をありがとうございました。特に7ページ目の東京ガス様と東京電力様の差が5倍ということについて少し驚愕している次第です。ただ、事務局の資料の同じページの3つ目の○の最後に「ガス市場にお

ける競争を歪めていることにならない点に留意が必要」と記載がございますが、私はこの文章の意味がよくわかりません。会計上は確かにガス事業に使われている設備の減価償却費などについては電気の総括原価にはカウントされていないという意味なのかもしれませんが、それは当たり前のことだと思います。しかしながら、同じガス管であったとしても、電気事業を目的に敷設されたものか、ガス事業を目的に敷設されたものかでは、その稼働率は大きく異なり、当然償却率も随分変わってくると思います。電気事業を目的にされているのであれば、稼働率が自ずとその分高くなりますので、償却が進むことから、どうしても導管の償却コストは低くなっていくと思います。

このように差があるということになりますと、先ほどの二重導管規制の問題となりますが、もともとガス会社が一定の需要家を想定して役所から認可を受けて、導管を引いていたにもかかわらず、この場合ですが、その需要家が安い導管コストを提示した東京電力さんのほうに、移ってってしまった場合、どれぐらいの影響が託送料金に出るのか。先ほどそれについてはほかの先生方からも指摘があり、また、事務局からコストについては整理するというお話がありましたが、そのデータを踏まえながら、もう一度議論する必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

前半の3点について何かご意見ございますか。

○藤本ガス市場整備課長

無契約期間が長く続くべきではないというのは、ご指摘のとおりだと思います。仮に長く続く場合には、十分説明をした上でガスの供給を導管事業者がとめることもあり得ることだと考えております。一方で、どのぐらいの期間になったときにガスをとめるのかとか、あるいは、どのぐらいの期間の間に選ばなければいけないということは、事務局としては期間を定めることは今のところは考えておりません。先ほどのご指摘も含めて一度引き取らせていただいて、再度整理をさせていただければと思います。

それから、需要家に対してはこういうケースにはこういうことになるというのは最初に周知をすべきという点は、ごもっともだと思います。

あと、会計処理についても、再度整理をしまして改めてご回答したいと思います。

それから、7ページの二重導管規制の部分であります。ご指摘のとおり改めてデータを出させていただいて、どういう形とするかというのはご議論いただくということかと思いますが、
も、「競争を歪めていることにはならない」という点については、書かせていただいているのは、

確かに減価償却が進んでいるものが相当程度存在することも想定されますけれども、電気事業法の世界において、ガスを供給している事業の用に供するための導管に係るコストについては、投資回収が保障されているわけではないということでございます。そのことをもって、「直ちに競争を歪めていることにはならない」と書かせていただいているということでもあります。

○山内委員長

よろしいですか。

ありがとうございます。

次に、東京電力の佐藤オブザーバーから挙がっていますけれども、関連ということでよろしいですか。

お願いいたします。

○佐藤オブザーバー

7ページについて、我々のほうからもう少し詳しくご説明させていただきたいと思います。

確かに東京ガスと東電の場合の託送料金にはこれほどの差、立米に直すと東ガスさんが3.6円ぐらいですかね。それに対して当社のほうが0.7円ということで、大きな差になるとことにはなりません。これはあくまで託送料金という観点でございますけれども、7ページの※の下に書いてありますように、未熟調ガス導管はお客様までのガス管や分岐設備がありませんので、実際にガスをお送りする際にはそういった工事が必要となります。したがって、託送料金だけでなく、ガス管等の工事費を含めた経済性評価が必要になるということと併せてご理解いただきたいということで。

その上で申し上げれば、ガス管や分岐設備のコストなどを加味しますと、既存の未熟調ガス導管からある程度離れた地域への供給は経済合理性を欠くこととなりますので、未熟調ガス導管の活用範囲はおのずと限定されると考えておりまして、これは前回小委でも申し上げたとおりでございます。そういうことを踏まえまして、我々といたしましては、電力導管の活用が社会全体から見れば資本の有効活用になるということとでございますので、未熟調ガスをご要望するお客様に選択肢の拡大という意味で未熟調ガスをお届けしたいということで、しつこいようではありますが、二重導管規制の抜本の見直しをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、草薙委員、ご発言お願いします。

○草薙委員

前回のご指摘事項の5番目のことで意見を申し述べたいと思います。事務局の説明は理解いたしました。二重導管規制の趣旨・哲学については理解した上で、今後の制度設計という観点で少し申したいと思います。

特定ガス導管事業者がどのような形態かということを確認していただかないと、正しい二重導管の議論はできないだろうと思っております。定義そのものはガス事業法の改正で明らかだとしましても、これからの政省令等でより業態は明らかになっていくということかもしれませんが、その整理、説明はしていただけるとありがたいと思います。

また、今回の制度設計は、湾岸部の二重導管、内陸部の二重導管、こういったものを同じに扱うことになると思うんですけども、そのことを踏まえまして、供給区域の概念をこれまでと変えなくていいのかということについてもご説明いただけたらありがたいと思います。

以上です。

○山内委員長

事務局は今お答えになりますか。

○藤本ガス市場整備課長

今の点については、二重導管規制の議論をする際にご説明をさせていただいた上で、ご議論いただければと思います。

○山内委員長

よろしゅうございますか。

○草薙委員

はい。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、橘川委員、どうぞご発言ください。

○橘川委員

2つありまして。先ほどから話題になっている7ページの、きょうのデータの中で一番衝撃的な、託送料金にこんなに差があるという話なんですけれども、どちらかというと傍聴席の人にお願いたいですけれども、これで5倍の託送料金の差があるという話ではないということですね、条件が大分違うと思いますので。このデータがおもしろかったことは、電力の方がこれに対して「ちょっと待ってください」という発言がここにあったと、そのところをテイクノートしておいていただいたほうがいいんじゃないかと思います。前から言っていますように、未熟調ないし二重導管を緩和したときにどれぐらい託送料金が上がるのかというデータこそが、先ほど引

頭委員が言われたように重要であるというところは、はっきりしておいたほうがいいんじゃないかと思います。

それからもう一点、開栓のところで質問なんですけれども、ケースDに「一般ガス導管事業者及びガス小売事業者から委託を受けた者」と書いてあるんですね。これは日本語の問題なんですけれども、「かつ」なんですか、両方から委託を受けなければいけないんですか。それとも、「ないし」で、どっちかから委託を受ければいいんですか。そこをお伺いしたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

小売事業者からのみ導管事業者が委託を受けるケースもあると思いますし、代理店のように両方から委託を受けるケース、両方あると思います。

○橘川委員

そうすると、「ないし」と書いておいたほうがいいんじゃないかと思います。

○藤本ガス市場整備課長

はい、ありがとうございます。

○山内委員長

よろしいですか。

大石委員、どうぞご発言ください。

○大石委員

今回、資料につきまして、5ページですか、昨年12月のガスシステム改革小委員会でのオール電化率の資料をご提出いただきまして、ありがとうございました。この表を見ますと、こんなに電化率が進んでいるのかと驚くのですが、先ほどの橘川委員の質問にもありましたように分母が何で、分子がどれで、それは全体のどの部分なのかということをはっきりさせる必要があります。数値だけ見ると、こんなにもオール電化が進んでしまっているのかという誤解を与えてしまうなと思いました。

ですので、さらにお願いですけれども、この委員会のときに、確か古城先生から、経済産業省に届けられている供給計画のなかに市区町村別の普及率の一覧表があるはずですので、それを見て判断するべきではないかというお話があったと思います。次回それを提出していただけるようお願いできればと思います。

○山内委員長

その区域にある新築とか、そういうことについてですか。

○大石委員

じゃなくて全体のものを。

○山内委員長

あ、全体のということですか。それでは可能かどうか確認していただいて。

○藤本ガス市場整備課長

前回ご議論いただいた際に、事業者を区分させていただきまして、普及率の分布は示させていただきます。さらに詳しいデータをそういう形でご提示できるかは検討させていただきます。

○大石委員

はい、わかりました。

○山内委員長

よろしく願いいたします。

松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

二重導管の話はこの後議論される時にしようと思っていたのですが、発言が相次いだので確認させていただきます。ここでも出てきているのですが、私は前回の議論で一番重要なのは池田委員の発言だと思います。哲学がどうなっているのか、原則自由で例外規制なのか、原則禁止で例外的に認めるのかをまずはっきりさせていただきたい。これは前のラウンドでは私自身はちゃんと指摘していたのですが、前のラウンドではいらっしゃらなかった委員も今回参加しているので、もう一度繰り返させていただきます。

例えば、オール電化住宅に都市ガス需要を大量にとられたとします。もともとこの住宅に都市ガスを供給するつもりでネットワークをつくったけれども、オール電化で大量にお客をとられた結果として、ネットワークコストが上がることはあり得る。ここの二重導管と言われている未熟調ガスでとられるというのと、量で比べれば、一部の会社にとってはオール電化の影響のほうが遥かに大きい地域だってあると思います。そのときに、お客をとられ既存のお客に関しては送料が上がってガス代が上がるという迷惑がかかるから、オール電化は禁止すべきだ、IHクッキングヒーターは都市ガスの供給区域内では禁止すべきだ、エコキュートを禁止すべきだ、という発想をするのか。この点真剣に考えていただきたい。

どれぐらい影響があるのかが重要だということを繰り返し言われるわけですが、もちろん詳細なルールを決めるときに、具体的にどのような歯止めをかけるのかを議論するときにはそれは重要な情報になると思いますが、まず哲学、原則自由で例外的に止めるのか、原則禁止で特定の類型だけ例外的に認めるという従来の発想を微修正するだけに止めるのか、大原則を、哲学を考えていただきたい。ネットワークで非効率性が発生するのは、IHクッキングヒーターで需要を取られても同じ。それでIHクッキングヒーターを、電化を禁止するのですか。石油ファンヒー

ターに需要をとられれば、ガスの使用量が減って、ネットワークの効率性が下がってガス代が上がるということはあるかもしれない。だけど、それで石油ファンヒーターを禁止するのですか。自分や業界の損得を考える前に、まずこういう原理原則をちゃんと考えていただきたい。

オール電化で需要をとられてガス代が上がったという側面はあるかもしれない。しかし電気との競争圧力によってむしろガス業界の効率化が進んだ側面はないのでしょうか。形式的に、需要をとられた効果でガス代が上がるという試算はできるのかもしれない。しかし、電気との競争がなかったときのほうがよりガス市場が効率的で、消費者の利益になったと本気で思いますか。競争を安直に抑制しようと画策する前に、原則を哲学のレベルできちんと考えていただきたい。

二重導管規制に関しては、未熟調ガスの定義とかいう、10年前とまた同じ議論を蒸し返す人が出てきた。未熟調のガスをこの導管に入れられないことは、前回のこの委員会で決めたじゃないか。私以外の全ての委員の賛成で決めたじゃないか。それで未熟調のガスも含めて一体的なガスパイプライン網をつくるのを諦めて、都市ガスの事業では熱量調整をこの後もずっと続けて、それを統一の熱量にしてガス事業者だけのパイプラインでつなげるということを前回決めたじゃないか。この弊害を私がきちんと訴えたのに、ガス業界の主張を認めて、私以外のすべての委員はこの案を認めてしまったではないか。

そうすると、未熟調ガスの問題は、10年以上もかかって議論して、未熟調ガスをそのまま入れるという選択だってあり得たけれども、そのような選択はしないことをはっきり決めた後で、それで同じネットワークとまだ言うのか。こういう哲学の問題だと思います。未熟調ガスは、そのままパイプラインに入れられないのだから、基本的には違う導管網じゃないか。オール電化でとられる、IHでとられるというのと一体何が違うのだということは、きちんと考えていただきたい。

それから、LPGガスが高いとか安いとかいうような議論で、LPGガスが高いから熱量調整が無駄だという発想だけではなく、そもそも調整をして入れなければいけないということ自体にコストがかかるじゃないかという点も考えてください。皆さんもご存じのとおり、LPガスがすごく高かったときは、熱量契約をしているときには、井戸元でLPガスの成分が抜き取られて、リーンにした上でLNGが売られるということだってあった。そうすると、入ってくるガスの熱量は低くなって、いったん抜き取られたLPガスを、また消費側で高いLPガスを再度入れて調整しなければいけない。LPガス価格が低い状態が恒常的に続けばそういうことは起こらなくなりますから、今度は高い熱量でくるのでしょうか。

本当に熱量統一ということをしたら、遠い将来にはLPガスを抜かなきゃいけないということだって出てくるかもしれない。シェールガスが大量に入ってくるという時代にはそんなこと起こ

らないとは思いますが、原理的にはそういうことだってあり得る。そういうばかばかしいことをしないで済む、未熟調のガスをそのまま流す導管で供給させてくれということを行っているのが、今回の議論だと私は理解している。IHがガスコンロよりも費用が低いからIHを認めているのではない。費用が高い低いと言い出す前に、そもそも哲学のレベルで、何で競争を制限しなければいけないのかというのはきちんと考えていただきたい。オール電化とガスの競争は許容されるのに、どうしてこの競争は駄目なのかは、きちんと考えていただきたい。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

今、二重導管の関係なので、また議論するときがあると思いますけれども、そのときだと思いますが、もし関係ある議論があればお聞きしますが、よろしいですか。

それでは、柏木委員、どうぞご発言ください。

○柏木委員

しつこく言うようですけれども、7ページのこれも二重導管の問題だと思いますけれども、もちろん電力の託送料が安いというのは、発電所に送るパイプですから、常に大量に送られているわけで、限られた範囲内で目いっぱい使っていると。一般ガス事業者の場合には広域にわたって引かなきゃいけないから流れ方も悪いし、相対的には固定費が多くなるということは必然的なものだと思います。ですから、先ほど電力会社さんもおっしゃっておられましたけれども、限られた範囲内で限定された中で、未熟調でこの沿線にあるところに関してはユーザーの選択肢が増えるということは自由化のメリットですから、これは決して反対するものではない。

ただ、これが延長するという話になってきますと、今度は今まで供給義務があった一般ガス事業者のパイプラインを法的分離までしてニュートラル性を高めて、かつ、託送というか、いろいろな新規参入者が使いやすくするために法的分離をするんだという論理からすると、一般ガス事業者のネットワーク、法的に分離するであろう独立したネットワークと競争の原理にさらされるということは、その整合性をどうするかというのを慎重に考えた上で、例えば一つのソリューションとしては、既存の電力の熱調していないパイプラインに関しては、既存のものに関してその周辺の緩和をする。その程度までとどめるとか、その周辺に関してどうするかということに関しては、極めて慎重な議論が必要になってくるだろうと思います。

前回も同じことを言っています。

○山内委員長

ありがとうございます。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

松村委員が言われたことで、未熟調について駄目だということを決めたと言われたんですけども、私はそれがいつどういうふうに決まったのかというのがよくわからないんですね。中間報告の取りまとめのことを言われたんだとしたら、あそこの中には「二重導管規制は残すけれども、抜本的に見直す」ということも書いてあるわけで、まさにその中間報告の流れに乗って我々は議論しているんじゃないかと思います。

ですから、私も競争を起こしていくという哲学面ではそんなに松村さんと違いはなくて、その一つの選択肢として未熟調の開放というのものもあるかなと今まさに考えているわけで、そのときに哲学の問題を持ち出して、ここで0か100かという議論をすることはかえって議論を混乱させるんじゃないかと思います。その中でどの程度を認めていくのかということデータをもとに詰めていかなきゃいけないと思ったので、影響についてのデータをくださいと言っているわけでありまして、原発の議論を聞いているような感じなんですけれども、白か黒か決まらないバランスのところを決めるというのがエネルギー政策の重要なところだと思いますので、「自分以外は全部悪い哲学だ」と言われるのは非常に心外であります。

以上です。

○山内委員長

議論はおもしろくなってきたなという感じはするんですが、二重導管については、さっきありましたようにまた議論する場所があるということと、いろいろなデータとか、今ご指摘のようなデータ、そういうものを含めて議論させていただきたいと思いますので、いろいろとまたご発言はあるかと思いますが、一応この辺でおさめたいと思います。

ほかに、この宿題返しについてご質問ありますか。

よろしければ、時間の問題もございますので、議事を進めさせていただきます。

(2) 小売全面自由化の詳細制度設計等について

○山内委員長

2番目の議事は「小売全面自由化の詳細制度等について」でございます。

それでは、事務局から資料4をご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○藤本ガス市場整備課長

ご説明します。

資料4の1ページをご覧ください。本日ご議論いただきたい論点として6点、整理をさせてい

ただいています。

1. 同時同量制度、2. 小売全面自由化後も引き続き安定供給を確保するためのガス製造事業者等の責務について、3. 経過措置料金規制が課される旧簡易ガス事業者・旧熱供給事業者の指定基準について、4. 改正熱供給事業法の施行期日について、5. 全体最適的な導管整備方針に係るこれまでの議論について、6. いわゆる供給高度化法に基づくガス事業者の責務について、の6点でございます。6. の供給高度化法は、ガスシステム改革とは別件ではありますが、併せてご確認いただければ幸いです。今回の論点は、いずれも重要な論点であるため、全てご議論いただきたい論点と考えております。

2ページ、1. 同時同量制度についてです。まず、基本的な考え方をご説明させていただきます。同時同量制度とは、託送供給依頼者が導管ネットワークにガスを注入するに当たり、導管ネットワーク全体のガスの安定供給を確保するため、一定のルールに従ってガスを注入することを託送供給依頼者に対して求めるものであります。現行制度下におきましては、括弧内にあるとおり原則としてガスの注入量と払出量の乖離率を1時間当たり10%以内とする必要があります。

この点、電力会社などからは、ガスは電気と異なり貯蔵することが可能であること、現在の一般ガス事業者は導管の貯蔵機能を活用しているにもかかわらず、現行制度では託送供給依頼者に対してのみ1時間同時同量という厳格なルールを課すものであること、これは公平な制度ではなく、例えば「1日同時同量」といった制度に改めるべきといった主張がなされてきております。

他方、仮に「1日同時同量」といった制度に改めた場合、託送供給依頼者がその持つ需要家の24時間の払出量、すなわち需要量を特定の1時間に注入することも制度上許容されるなど、導管ネットワーク全体のガス安定供給を確保する観点からは適当でないと考えています。

このため、新たな制度を検討するに当たっては、導管の貯蔵機能の活用という観点を含め、現在の一般ガス事業者の小売部門、それから、託送供給依頼者に対して公平なルールを適用することを大原則としつつ、導管ネットワーク全体のガスの安定供給の確保に支障を生じさせないようにすることが重要であると考えます。

3ページです。現行のガス事業法第2条第12項におきまして、託送供給とは、経済産業省令で定める範囲内のものに依じて、ほかの者に対して導管によりガスの供給を行うことと定義されております。

この「経済産業省令で定める範囲内」については、原則としてガスの注入量と払出量の乖離率を1時間当たり10%以内とすることとされております。この制度を「同時同量制度」と呼んでいるわけであります。

4ページです。まず、現行の原則的な同時同量制度でございます。平成11年の託送供給制度創

設時に導入されております。図にありますとおり、需要家側には払出通信設備テレメーターを設置しまして払出量を計測します。託送供給依頼者は、需要家のガスの使用量に応じた量のガスを注入することになります。

5ページです。1時間当たり10%の許容範囲を超えてガス量の変動が発生した場合、託送供給依頼者は一般ガス事業者などからガス量の不足に対する一時的な補填サービス、いわゆるバックアップ及びガス量の過剰に対する一時的な貯蔵サービス、いわゆるパーキングを受けることとなり、同時同量未達成のペナルティとして課金が発生します。また、ガスの注入総量と払出総量に差が生じた場合には、一定期間内に過不足ガスの精算を行うこととなります。

6ページです。簡易な同時同量制度です。本制度は、平成19年に自由化範囲が年50万 m^3 から年10万 m^3 以上に拡大された際、大口の中でもガスの年間契約量が比較的小規模の需要家に対してガスを供給する託送供給依頼者を対象として導入されました。

現在、託送供給依頼者が年間ガス使用量10万 m^3 以上100万 m^3 未満の需要家に対してガスを供給する場合に限り、ガスの注入量と払出計画量、実際の払出量ではなく計画量との乖離率を1時間当たり10%以内とすることが認められています。したがって、この場合、払出通信設備の設置が不要となります。

11ページに飛んでいただいて、こうした現行の同時同量制度に対しては電力3社から意見が出されております。上段の図にありますように、既存事業者は導管の貯蔵機能を利用して、夜間に導管へ貯蔵したガスを、昼間の需要ピーク抑制に活用。製造設備の稼働率を向上しており、通信設備を設置していない。一方で、新規参入者は、その下の図にありますとおり、1時間同時同量のため導管の貯蔵機能が利用できておらず、通信設備の設置も求められていると指摘しております。

12ページにありますとおり、同時同量制度の見直しに向けた要望事項としまして、「ネットワークの貯蔵機能を活用した製造量の平準化、1日単位での同時同量」に変更、「通信設備を不要」とし、全面的な簡易同時同量に変更といった主張がなされております。

恐縮ですが、7ページに戻っていただきまして、ガス大手3社からは今後の同時同量制度の在り方として、第17回の本小委員会におきまして、「プロファイリング託送方式」と「ロードカーブ託送方式」の提案がなされております。

プロファイリング託送方式は、8ページの図のように、小口の託送について需要群ごとに一定程度をまとめた需要の想定値を出しまして、これに応じてガスを注入する制度です。

一方、ロードカーブ託送方式は、9ページの図にありますように、全ての小売事業者に等しいオペレーションを求める方式です。導管ネットワークの需要カーブをもとにして、貯蔵機能も勘

案して算定した注入カーブ、「ネットワークのロードカーブ」と書いてある赤の点線に応じて、各小売事業者がガスを製造するものであります。

ガス大手3社は、10ページの比較表のとおり各方式の特徴を整理しています。通常の同時同量制度に比して、プロファイリング託送方式では、「実績注入量」と「計画払出量」を一致させることで、通信設備は不要となります。ロードカーブ託送方式では、「実績注入量」と「計画注入量」を一致させることで、貯蔵機能は全小売事業者が公平利用でき、通信設備も不要となります。

こうした状況の下、13ページから14ページに、本小委員会におけるこれまでの委員からのご意見、新規参入者からのご意見、既存事業者からのご意見を整理しております。

16ページには、本小委員会の1月の報告書における記載を抜粋しています。導管の貯蔵機能について、ガス会社も新規参入者も公平に利用できる仕組みが必要との意見があったこと。ガス大手3社から、新たな託送供給方式として「プロファイリング託送方式」と「ロードカーブ託送方式」の2つの運用案が提案されたことが紹介されています。

現行の同時同量制度については、ガス小売事業に参入する全ての事業者にとって公平・透明・中立な制度とするため、抜本的な見直しを行うこととされております。

17ページに、事務局としての提案を整理しております。2つ目のポツを見ていただいて、大手3社から提案のありました「プロファイリング方式」は、時々刻々変化する需要に対応する必要がなく、計測に係るコスト負担も軽減されるなど、新規参入者にとってはその負担が一定程度軽減されるものになると考えております。

他方で、「プロファイリング方式」においては、新規参入者に対しては小口需要においても現行と同様の1時間同時同量が求められることに加え、大口需要については現行制度がそのまま継続することとなることから、新規参入者は引き続き導管の貯蔵機能を活用することができず、同時同量制度の抜本的な見直しにはなっていないと評価されます。

しかしながら、大手3社から提案のあった「ロードカーブ方式」は、新規参入者や既存事業者の小売部門は、事前の払出計画を導管事業者に提出し、導管事業者は導管の貯蔵機能などを勘案して、これらの者に対して翌日の注入計画を提示するというものであります。導管の貯蔵機能による恩恵を全ての小売事業者にもたらす効果があるものと評価できます。小売事業者間の公平性を追求しており、これまでの同時同量制度を大きく変えるものであることから、今後の同時同量制度につきましても、この「ロードカーブ方式」を参考としたものとしてはいかがでしょうか。

18ページにご提案の具体的なフローを整理しています。

まず、(1) 前日に、新規参入者及び既存事業者の小売部門、すなわち小売事業者は導管事業者に対して翌日の払出計画を提出します。それぞれの払出計画を提出します。

導管事業者は提出された払出計画をもとに、導管の貯蔵機能、過去の実績、気温・水温、各注入ポイントの地理的特性や需要場所などを勘案しつつ、ネットワーク全体のあるべき注入計画を策定した上で、各小売事業者に対してそれぞれの1時間単位の注入計画を提示します。

(2)の当日ですけれども、小売事業者は1時間単位の注入計画を目指してガスを注入します。

導管事業者は、ネットワーク全体の圧力状態に応じて製造事業者などに対して調整指令を実施します。いわゆる需給調整を行います。製造事業者などは、この調整指令に基づきガスの製造・注入を実施します。

最後に、(3)の後日ですけれども、小売事業者は、導管事業者から提示された注入計画と実際の注入量をもとに導管事業者との間で精算を行います。

19ページですが、払出計画と注入計画の関係ですけれども、(1)の図にあるとおり、ネットワーク全体の払出計画に係る面積とネットワーク全体の注入計画に係る面積は一致します。山の形は変わりますが、全体の面積は一致します。面積A=面積Bとなります。また、各小売事業者の払出計画に係る面積と注入計画に係る面積も一致することになります。小売事業者ごとに見ても面積A=面積Bということになります。

(2)導管事業者による需給調整についてです。注入計画と注入実績はずれるわけですけれども、導管事業者は製造事業者などから調達した調整力をもとに需給調整を実施します。

20ページは、現行制度と新たな制度の比較図になります。重複しますので、説明は省略しますが、3行目の同時同量のアローワンスとして、現行制度では±10%以内の乖離が認められたわけですが、新たな制度では、小売事業者の導管の貯蔵機能を活用できていることに加え、安定供給確保のためには導管事業者から提示された注入計画を遵守することが必要であることから、アローワンスをゼロとするなど、抜本的な見直しが必要になると考えています。

最後、21ページ、22ページに、新たな同時同量制度を含む新規参入者による導管ネットワークの利用の在り方について、引き続き検討すべき論点を整理しています。

①小売事業者の注入計画と注入実績との差にかかる精算の在り方でございます。

②小売事業者の注入実績と払出実績との差に係る精算の在り方です。

③導管事業者が小売事業者に提示する注入計画の策定方法の透明性の確保です。

④払出計画の適正性をいかに確保するかでございます。各小売事業者が作成する払出計画がネットワーク全体のあるべき注入計画の策定のベースになるので、各小売事業者の払出計画の適正性をいかに確保するかが課題となります。

22ページ、⑤小売事業者の供給の相手方である需要家の需要特性を踏まえた注入計画の可否です。新たな同時同量制度においては、導管事業者は各小売事業者から提出された払出計画をもと

に、各小売事業者に対してそれぞれのあるべき注入計画を提示することとなります。小売事業者の供給の相手方である需要家の需要特性が比較的フラットである場合も、当該小売事業者はその需要家の需要特性に関係なく、導管事業者から別の1時間当たりのガスの注入を求められることがあります。

このため、導管事業者が注入計画を策定するに当たって、小売事業者の持つ需要家の需要特性を踏まえるか否かが論点となります。

⑥託送検討の在り方です。現在、新規参入者が託送供給を依頼する場合に、需要を1件獲得する場合でも託送検討料、例えば20万円が必要であるとされています。こちらについてどうするかが論点となります。

続きまして、23ページ、論点の2. 小売全面自由化後も引き続き安定供給を確保するためのガス製造事業者などの責務についてです。現在は、一般ガス事業者の製造部門のみが、その導管部門からの指令を受けて、導管ネットワーク全体の需給調整に必要な調整力の供出を行っています。小売全面自由化後は、例えば新規参入者に一定の需要を奪われた場合などにおいては、現在の一般ガス事業者の製造部門のみでは安定供給を確保するために必要な調整力を供出することが難しくなる場合も想定されるところであります。

このため、小売全面自由化後の調整力の供出主体の在り方が論点となります。

小売全面自由化後も引き続きガスの安定供給を確保するためには、現在の一般ガス事業者の製造部門に対してのみ需給調整に必要な調整力の供出を求めることは適当でないと考えます。

このため、導管ネットワークに接続するガス製造事業者等に対しては、導管事業者からの依頼があった場合には必要な調整力を供出することを求めることとしてはいかがでしょうか。当該ガス製造事業者などが正当な理由なくこれを拒否することは、導管ネットワーク全体の安定供給を確保する観点から適当ではないため、業務改善命令の発動基準において担保することを提案します。

25ページ、論点3. 経過措置料金が課される旧簡易ガス事業者・旧熱供給事業者の指定基準についてです。

26ページにあるとおり、今回の改正法においては小売全面自由化を行うこととしていますが、いわゆる「規制なき独占」による不当な料金値上げを防止する観点から、下段の規定のとおり、大臣が指定する旧簡易ガス事業者についてはいわゆる経過措置料金規制を課すことにしています。旧一般ガス事業者と同様の措置であります。

この指定基準が論点となります。

27ページ以降にこれまでのガスシステム改革小委員会における議論の概要を整理しています。

27ページの図にありますとおり、簡易ガス事業の供給地点群、いわゆる簡易ガス団地は住宅団地型と集合住宅型に分けられます。両タイプの比率は現在6対4ですが、過去7年間の新規の許可をみますと、集合住宅型が7割を占めて、住宅団地型は減少しております。

28ページ、住宅団地型ですが、近年の許可事例では1団地当たりの供給地点数は平均190戸、約190戸となっています。こうした団地ではLPガス、あるいはオール電化との競合が激しくなっています。

29ページ、集合住宅型ですけれども、平均約110戸となっています。こうした団地では、住宅団地型と異なり、導管の所有権は建物所有者に帰属、簡易ガス事業者はバルク及び圧力調整装置などの附属設備のみを所有している場合が多くなっています。このため、簡易ガス事業の独占を撤廃すれば、建物所有者や利用者の合意によりバルク及び附属設備を買い取るだけでほかの事業者に入れ替わることとなり、競争の活性化が見込まれます。実際、簡易ガス事業の規制対象外である70戸以下の集合住宅型の団地におけるLPガス事業では、ほかの事業者のバルク及び附属設備を買い取る形での競争が行われています。

30ページに、これまでの本小委員会における主なご意見を整理しています。料金規制は必要ないというご意見から、料金規制を外すことに反対とのご意見まで、幅広いご意見をいただいています。

31ページの下段ですけれども、こうした議論を踏まえまして、1月の本小委員会の報告書においては、「今後、一般ガス事業と同様に個別具体的な競争の実態を踏まえ、その在り方を検討すべき」と記載されております。

32ページ、33ページに、事務局としての提案を整理しています。

簡易ガス事業については、国は供給地点群ごとにその管理を行っていることから、まず経過措置料金規制を課す単位は供給地点群とすべきと考えます。旧一般ガス事業と同様、公営事業については、その運営が議会により監視されており、不当な値上げの蓋然性は少ないと考えられることから、経過措置料金規制を課さないことを提案します。

また、集合住宅型の旧簡易ガス事業については、集合住宅のオーナーやマンション管理組合などにより、当該集合住宅に対してガスを供給するガス小売事業者の料金値上げに係る抑止力が働くことが想定されます。これに加えて、現に70戸未満の集合住宅に対してガスを供給する事業においては供給者の変更が頻繁に起きているところであります。

さらに、現行のガス事業法の下における集合住宅型の簡易ガス事業においては、簡易ガス事業者が規制された小売料金による供給義務を負っていることから、当該集合住宅のオーナーやマンション管理組合などの発意により供給者を変更することは極めて困難。さらに、仮に当該簡易ガ

事業者がその事業をほかの者に譲渡しようとする場合には国の認可を受けることが必要といった煩雑な手続がございます。

一方で、小売全面自由化後のガス小売事業者に対しては供給義務などの規制が存在しないことに加え、国の登録を受けたガス小売事業者であれば誰もがこうした集合住宅にガスを供給することが可能になることから、集合住宅のオーナーやマンション管理組合などの発意による供給者の変更が生じやすい環境が整うこととなります。

このため、こうした集合住宅型の旧簡易ガス事業については、経過措置料金規制を課さないこととするを提案します。

33ページです。住宅団地型の旧簡易ガス事業には「供給区域」という概念は存在しないものの、一定エリアにおける需要家に対してガスを供給しているという意味では、旧一般ガス事業と同様でございます。したがって、旧一般ガス事業者の経過措置の考え方を参考にしつつ、実際に旧簡易ガス事業者からガスの供給を受けている需要家のシェアなどの指標を総合的に勘案しながら、経過措置料金規制を課すか否かを判断することを提案します。

なお、こちらの具体的な考え方については、旧一般ガス事業者の指定基準と同様、事務局においてさらに整理をした後、本小委員会に提示させていただきたいと思っております。

続きまして、34ページ、経過措置料金規制が課される旧熱供給事業者の指定基準についてです。旧熱供給事業者についても、大臣が指定する者については経過措置料金規制を課すこととしております。この指定基準をどうするかが論点になります。

35ページに、熱供給事業の説明をまとめておりますが、今回は省略させていただきます。

36ページ以降に、これまでの議論を整理しております。

36ページにありますとおり、ほかの財・サービスへの切替えが容易でない需要家も存在することを踏まえ、規制の必要性が認められる区域に対しては、経過措置として供給義務や料金規制を課す仕組みとすることが議論されております。

37ページの下段は実例であります。この図の左側の暖房のように熱供給以外のサービスが選択される場合や、この図の右側の給湯のように熱供給事業者のサービスを選択せざるを得ない場合があります。視点の1として、こうした需要家による代替的なサービスの選択可能性を見ていくことが必要とされています。右側の視点の2として、不動産契約時に熱供給事業者による熱供給を受けることが条件となっている場合があり、こうした熱供給契約以外の契約にも配慮が必要とされています。

38ページ、これまでの小委員会の主なご意見を整理しております。

こうしたご意見を踏まえまして、39ページ、1月の本小委員会の報告書においては、個別の供

給区域ごとに判断の上、小売料金規制の経過措置を設ける仕組みとすることが適当と整理されており。また、視点の例として、契約などの制約により各需要家が熱供給事業者のサービスを受けざるを得ない状況にあるか否かが挙げられております。

40ページです。経過措置料金規制が課される旧熱供給事業者の指定基準についての提案をまとめております。

熱供給事業については、41ページから43ページにありますように、需要家やビルのオーナーなどが個別熱源化を行ったり個別分散空調方式を採用したりするなど、既存の熱供給事業者からの離脱が進んでいるところであります。同様のことは住宅系の熱供給事業の場合においても、集合住宅のオーナーやマンション管理組合などの判断によってなされているところであります。直近10年間で約40件、こうした例が生じています。

他方、住宅系の熱供給事業を中心として、44ページの例にあるとおり、賃貸借契約書あるいは分譲住宅譲渡契約書などに需要家が熱供給事業者から熱供給を受けることが記載されていることもあります。このような場合には需要家がほかの熱源を選択することが実質的に不可能となっております。

このため、こうした外的な制約がある需要家に対して熱供給をする旧熱供給事業者の旧供給区域については、経過措置料金の対象としてはいかがでしょうか。

45ページでございます。論点の4. 改正熱供給事業法の施行期日についてでございます。

46ページにありますとおり、改正熱供給事業法は、公布の日（平成27年6月24日）から起算して一年六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行することとされています。この施行期日が論点となります。

48ページでございますが、改正熱供給事業法については、おかげさまで本小委員会において説明義務等々の具体的な内容の詳細制度設計が進展しております。既に事業者においても施行に向けた準備が進められているところでございます。

このため、改正熱供給事業法については、来年4月1日に施行することを提案します。

49ページ、論点の5. 全体最適的な導管整備方針についてです。本日は、これまでの議論をご確認いただき、今後の進め方をご議論いただければと思います。

まず、50ページ、我が国のガスパイプラインの敷設状況ですが、一般ガス事業者においてもガス導管事業者においても、下の左側の図のように、高圧ガスパイプラインの敷設延長は年々増加しております。しかしながら、右側の図のように、一般ガス事業者の供給区域は国土全体の6%弱にとどまっております。基幹的なパイプラインも十分には敷設されていない状況と理解しております。

51ページですが、日本と諸外国を比較しております。日本ではLNG基地を中心に個々の事業者が部分最適的な観点からガスパイプラインを扇状に整備してきたのに対して、諸外国では国の関与などにより広域的なガスパイプラインが計画的に整備されてきたという違いが見られます。ガスパイプラインの敷設状況を国別に比較すると、下段のとおり、日本は諸外国と比べてガスパイプライン密度、面積当たりのガスパイプライン敷設延長が小さいことがわかります。

52ページにありますとおり、平成24年1月に天然ガスシフト基盤整備専門委員会が設置され、天然ガス供給基盤整備の在り方について専門的な検討がなされています。

同年6月に報告書を取りまとめておりますが、この報告書においては、53ページにあるとおり、広域天然ガスパイプライン整備の意義として4点整理されています。

ガス安定供給性の向上、セキュリティ強化。

2つ目が天然ガスの利用可能性の向上。

3つ目がガス料金及び電気料金の低廉化の可能性。

4点目がCO₂の削減となっております。

54ページ、セキュリティ強化についてです。東日本大震災の津波被害の際にLNG基地が被災したわけですが、新潟からの仙台へのパイプラインによって代替供給がなされて、早急復旧が実現したということでもあります。大都市圏において同様の事象が起きた場合には、天然ガスの供給が途絶するリスクがあることが顕在化したと言えると思います。

55ページです。利用可能性の向上についてです。加えてCO₂の削減についてです。我が国の天然ガスパイプラインは全国の産業用需要エリアにおける整備が十分になされていない現状がございます。今後、天然ガスの供給基盤整備を進めることは需要家の天然ガスの利用可能性向上に資することになります。また、ほかの化石燃料、石油・石炭から天然ガスへの燃料転換や、エネルギー輸送ロスが少ない天然ガスコジェネの活用などが行われれば、CO₂削減を図ることができるというメリットがあります。

56ページ、ガス料金及び電気料金の低廉化の可能性についてです。税関別のLNG輸入価格を比較しますと、下段のグラフのとおりLNG基地間で大きな価格差が存在します。この価格差は様々な理由によるものですが、LNG基地間の連結が進めば、相対的に高いLNGを海外から調達している事業者が、パイプラインで相対的に低い価格の天然ガスをほかから引っ張ってくる可能性があります。

57ページですけれども、こうした議論の上、同専門委員会の報告書においては4つの措置が必要であると提案しています。

1つ目が、国が全体最適的な整備方針を策定する。

2つ目が、費用便益分析の結果、事業収入と社会的効果が整備コストを上回る広域天然ガスパイプラインについては、全体最適的な観点から整備されるべき。

③、事業者間の利害調整に係る仕組みの導入が必要。

④、事業採算性を高めるため、沿線の天然ガス需要を喚起するための施策の検討が必要とされております。

58ページでございます。今後の検討の進め方を整理しております。まず、改正後のガス事業法においては、先ほどの4つの措置のうち、「事業者間の利害調整に係る仕組み」として、下段の枠囲みにありますとおり、導管接続の努力義務、経産大臣による協議の開始命令、裁定などの規定を設けたところであります。また、「沿線の天然ガス需要を喚起するための施策」については、前回の本小委員会において、導管網の整備促進に資する需要調査・開拓費については、託送料金原価に算入することを認めることとしたところであります。

今後の議論の進め方ですけれども、専門委員会終了後に整備が進展した天然ガスパイプライン（三重・滋賀ライン、姫路・岡山ライン、静浜幹線、埼東幹線）などが存在することを踏まえまして、まずは事業者から天然ガス供給インフラの現在の整備状況及び今後の見通しを確認してはいかがでしょうか。その上で、現状の評価を行い、広域天然ガスパイプライン整備の必要性や意義を再確認することを提案します。

その後、個々にニーズのあるルートが浮上することとなれば、それらをモデルケースとして費用便益分析も行いながら、そのルートに係る天然ガスパイプラインを整備することの意義を検証することとしてはいかがでしょうか。なお、小売全面自由化を実施することとしていることに鑑み、この検証を行うに当たっては競争活性化に資するかという観点も重要だと考えます。

59ページ、最後の論点、論点6. いわゆる供給高度化法に基づくガス事業者の責務についてです。

60ページ、供給高度化法ですけれども、電気、ガス、石油等のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効利用を促進するための法律です。エネルギー供給事業者は、経産大臣が定める基本方針及び判断基準に基づき、必要な取組を行う責務がございます。

ガス事業者については、基本方針において、バイオガスを導入するとともに、LNGの貯蔵に当たって発生するボイル・オフ・ガス（気化ガス）を活用すべき旨が記載されています。

判断基準としまして、平成27年に供給区域内の余剰バイオガスの80%以上を利用するとの目標、平成32年にボイル・オフ・ガスの利用率を概ね100%にするとの目標が定められています。

一定規模以上の事業者（ガス大手3社）については、判断基準における目標に関する計画の作

成及び経産大臣への提出が義務づけられています。

61ページ、62ページは、時間の関係で省略させていただきます。

63ページですが、現在の事業者の対応状況です。バイオガスの利用につきましては、表にありますとおり、東京ガス、大阪ガスでは、既に供給区域内における余剰バイオガスを平成26年の実績で100%利用できています。一方、東邦ガスは、バイオガスの発生源である下水処理施設側の設備導入の遅れなどによって、現時点では余剰バイオガスが存在しないと、平成29年から利用可能となる予定です。ボイル・オフ・ガスの有効利用については、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスともに、再液化などによって概ね100%の利用を達成しています。

64ページに、判断基準の改正の提案を整理しています。特にバイオガスについてですけれども、現在の判断基準における目標年が27年となっております、これをどう改正するか、新しい目標をどうするかが論点となります。

現行の事業類型ですけれども、現行は一般ガス事業者となっております。一般ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者であります。需要家に対する小売供給を行うためのガスとして、これらの者が余剰バイオガスを調達すべき旨を規定しております。

この点、小売全面自由化後に小売供給を行う主体はガス小売事業者であることから、小売全面自由化後はガス小売事業者に対してバイオガスの80%以上を利用することを求めることとしてはいかがでしょうか。

目標年の改正については、現行の判断基準は平成22年に策定されまして、5年後の平成27年为目标年でしたが、東邦ガスが平成29年から余剰バイオガスの利用を開始できる見込みであるところ、東邦ガスを含めたガス事業者の目標達成状況を適切にフォローアップする観点から、改正後の目標年は3年後の平成30年としてはいかがでしょうか。

化石エネルギー原料につきましては、事業類型の変更のみが論点となります。

ボイル・オフ・ガスの有効利用は製造部門の責務であることから、小売全面自由化後は「ガス製造事業者」と改正することも考えられるところではありますが、この場合は一定規模以上のガス貯蔵設備を維持・運用する者という形で「ガス製造事業者」を定義する予定であるところ、一部のガス事業者が抜けてしまうという問題がございます。

このため、責務主体については、「ガス事業者」と規定することを提案いたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは議論いただきますけれども、今ご説明があったように1から6まで論点といいますか、

題目があって、あと時間が30分ぐらいしかないんですね。それで、私からのご提案ですけれども、少し問題を整理しながら議論をさせていただきたいと思います。どちらかというところとそれほど大きな議論を呼ばないのではないかと予測されるものからまずはしたいと思っております、この説明資料の枚数でいうと、例えば2番目の小売全面自由化後も引き続き安定供給を確保するためのガス製造事業者等の責務について、これからまずいきたいんですが、これについて何かご意見のある方いらっしゃいますか。事務局のご提案があるわけですが、これについてはいかがでしょうか。

わかりました。よろしければこの方向でいきますが、もし何かご異論があればまた後でご発言願いたいと思います。

それから、次に、経過措置の簡ガスと旧熱事業者の指定というのは飛ばさせていただいて、4番目の改正熱供給事業法の施行時期について、これについて何かご意見ありますか。来年の4月からというご提案ですけれども。

じゃ、これも先ほどと同じように、とりあえずはこれの方向でいかせていただいて、何かあればまたご発言を受けます。

それから、5番の導管整備方針については、意見をくださいというご質問だったので、ちょっと飛ばさせていただいて、6番の供給高度化法に基づくガス事業者の責務について。これはここで議論するのがどうかということもあるんですけども、一応日切れ法案的なところがあって、決めなきゃいけないということがあるので、これについてご意見ございますか。

どうぞ、橘川委員。

○橘川委員

これもここで議論することじゃないような気がするんですけども、供給高度化法に対する経産省の対応が電力とガスと石油で大分違う感じがするんですね。ガスはここで日切れ法案で、しかも東邦ガスの事情を考慮して延期しようという話になっているんですけども、石油のほうは非常に厳しい基準で、これを守らないといけないという罰則規定だっている話になっている。一方、電力のゼロエミッション50%なんてみんな忘れちゃっていると。こういう状況なので、同じ法律に基づきながら、分野によってこんなに違いが出てくるのか、なぜ違いが出てくるのかというところは、きょうじゃなくてもいいですけども、どこかで説明していただければと思います。

○山内委員長

それじゃまたそのご説明はお願いすることにして、内容自体についていかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、これも先ほどと同じ扱いにさせていただくことにします。

そうしますと、残りが1番と3番と5番になりますけれども、まず同時同量からお願いしたい

と思います。事務局からもご提案がありましたけれども、これも去年の議論からかなり引きずっているところがあって、それで今回具体的な制度設計の中で「ロードカーブ方式」というのを基本に据えたらどうかというご提案でございますが、これについてご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○福田委員

今回の事務局ご提案は、もともとガス事業者のほうから提案のあった「ロードカーブ方式」の話とどのあたりが違うのかというところがちょっとわかりません。どこが同じでどこが異なるのかを明確にさせていただきたく存じます。なお、これをベースとして議論を進めるとしたとき、21ページ～22ページの論点のうちで、③、④、⑤をしっかりと設計する必要があると個人的には考えています。

まず、③は、どの程度の情報までを共有するような形にするのか、共有内用についてのルールを明確に定めなければならない反面、細かい時間帯（例えば分単位など）での管理などは現実には難しいと思われれます。そうしますと、例えば1時間単位などで考えるとなると、図で想定しているような滑らかなカーブで分担するようなものとかかなり乖離したものになるのでは無いだらうかと思われれます。

次に、④の払出計画の適正性に関しては、それぞれが正直に申告するのが一番損をしないような、制度をいかにして設計するのかという点が重要だと思います。

最後に、⑤の需要家の特性に関しては、通信設備等を設けないということを前提とすると、ここがなかなか難しいところだとは思いますが、例えばその多くが世帯向けという導管や、逆に多くが工場向けであるなど、個々の小売事業者の需要カーブの時間パターンが類似しているような場合には比較的把握しやすいと思われれますが、異なる需要カーブを持つ小売事業者が混ざっているような状況では一般化は難しいのではという印象を持ちました。

○山内委員長

では、最初のところはいかがですか。

○藤本ガス市場整備課長

ガス3社からご提案いただいた「ロードカーブ方式」は抽象的なものだったわけですが、今回はそれを具体化させていただきまして、フローも含めてご提案させていただいたということになります。

○山内委員長

よろしいですか。

じゃ、ご意見は賜りましたということで。

どうぞ橘川委員。あ、ごめんなさい、その前に草薙委員、次に橘川委員ですね。

○草薙委員

ありがとうございます。まず20ページの細かな設計のことになりますが、「ロードカーブ方式」そのものについては私も賛成いたします。

同時同量のアローワンスのことについてお伺いしたいんですけども、アローワンス0ということで、これは誤差0 m³ということになるのでしょうか。すなわちわずかでもずれたら高めのインバランス料金を発生させるという意味なのか。もしそうであるとして、新規参入者の方々は参入障壁と考えられないのかということに疑問に思いましたので、確認させていただきたいと思います。もちろん、現行制度よりも時間的余裕もありまして、実務上対応が容易なのかもしれませんけれども、確認させていただきたいと思います。

それからもう一点、22ページの⑥の託送検討の在り方の1つ目のポツで、現在、新規参入者が一般ガス事業者に対して託送供給を依頼する場合、需要を1件獲得する場合であっても託送検討料20万円なりが必要であるということなんですけれども、今度の制度設計において、電気の世界であるような一括受電と同様、一括してアグリゲーターとしてガスを受けるといったことで、戸建住宅群などに供給するということは今後考えられるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

それではお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

アローワンス0の部分でございますけれども、ご指摘のとおりタイミングがこれまでの制度とは変わっているということが言えると思います。今までの制度は実際に払出がされているのに合わせて注入をするということで、上下10%ずれることを許容したわけですが、今度の制度では前日に既に供給すべき量がわかっているというところが異なります。

また、貯蔵機能自体は既に割り振っているものですから、アローワンス0は安定供給を確保するためには必要な措置かと考えているところであります。

一括受電については、一度引き取らせていただいて、またご回答させていただきます。

○山内委員長

橘川委員、どうぞご発言ください。

○橘川委員

今の22ページですけども、新規参入を促進するという意味から、この限りの説明だと、6番ですね、託送検討料というのは何か変な感じがしますので、基本的にはなくす方向で検討される

ほうがいいんじゃないかと思います。

それが一点と、今、関西電力の方が手を挙げているので、発言、必要なくなったんですけども、「ロードカーブ方式」でいくというのに対して、電力会社の人はさらに需要特性を考えろという意見があるんじゃないかと思うので、それを聞きたいなと思って手を挙げました。

○山内委員長

樋口委員の次にご発言願います。まずは需要家から、それから。どうぞ樋口委員。

○樋口委員

まさに今のポイントなんですけれども、この「ロードカーブ託送方式」というのは、ガスの安定供給という面を考えると必要というか、非常にいいアイデアだなと思っているんですけども、22ページの⑤に書かれているように、料金を下げようとする小売事業者の方々がいかに設備を平準化して使っていくかというのは大きなポイントなのかと思いますし、逆に、需要家からしてみると、電気と同じようにピークをカットして、より平準的に使うと料金が安くなるという。そういうメカニズムが成り立つと料金も安くなるというようなどころがあるのかなと思っています。

その意味で言うと、「ロードカーブ方式」プラス何らかの制度をご提案していただけると、そういったメカニズムに乗ってくるのかなと思っていますので、ぜひまたご検討をよろしく願いしたいところでございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、関連で、関西電力。

○松村オブザーバー

それでは、「同時同量制度に関する意見書」とごぞいます資料No.5をご覧ください。関西電力でございます。東京・中部・関西の3社を代表いたしまして、同時同量制度に関する今後の詳細検討、今日ご提示いただきましたものをもとにして詳細な検討に進むと思われまますので、それに当たって4点、意見を申し上げたいと存じます。この資料の真ん中あたりの2. から下に書いております内容です。

1点目ですけれども、小売事業者の獲得する需要特性を踏まえた注入計画を作成いただきたいということでございます。導管事業者がネットワーク全体の注入計画を作成し、各小売事業者に相似形で注入計画を配分する場合には、各小売事業者が獲得した需要の特性は全く反映されないこととなります。その場合、導管の貯蔵機能による恩恵を全ての小売事業者が公平に享受することにはならないのではないかと考えております。したがって、導管事業者が各小売事

業者に注入計画を配分する際には、各小売事業者が獲得した需要の特性である需要カーブを踏まえた配分になるようにぜひお願いいたします。

2点目でございますが、裏面をご覧ください。注入計画と注入実績との差及び注入実績と払出実績との差に係る精算の在り方についてでございます。注入計画と注入実績との差の精算に当たりましては、精算料金を余りに高額にし過ぎますと、事業規模が小さい事業者の負担が過度に増加する恐れがございます。同時同量のインセンティブ確保と新規参入の促進という2つの目的を踏まえた上で、バランスの取れた内容にさせていただくようお願い申し上げます。

また、注入実績と払出実績との差の精算は、制度設計上不可避免的に発生するものでありますので、ペナルティ要素を加えずに、原価ベースで精算などといったことを含めて検討いただくようお願いいたします。

3点目につきましては、託送検討の在り方についてでございます。託送検討につきましては、託送検討料といった費用負担の課題だけではなく、円滑なスイッチングという観点から、どのような場合でも需要家1件ごとに託送検討が必須となっている現行の仕組みを抜本的に見直していただきたいと考えております。

最後のポイントは同時同量に関連する論点で、小売全面自由化後の調整力の供出主体の在り方についてでございます。調整力の供出主体についての検討と併せて、導管事業者がネットワーク全体の需給調整を行う上で必要な調整量はどの程度になるのか、その調整量をどのような形で調達するのかについても検討が必要になると考えます。

さらに、導管事業者が小売・製造事業者側の設備を需給調整のために一部利用することに係るコストにつきましては、小売・製造側のコストとは分けて整理し、託送料金として織り込む必要が生じると思いますので、託送料金の抜本的な見直しが必要になると考えております。

以上、簡単でございますけれども、ご説明をいたしました。よろしくようお願いいたします。

○山内委員長

ありがとうございます。

橘川委員、よろしいですか。

○橘川委員

松村委員が。

○山内委員長

そうですね、先ほどのことで。

○橘川委員

ええ、私は……。

○山内委員長

では、次のご発言、松村委員、お願いします。

○松村委員

事務局の提案は合理的だと思いますので、これを軸にすればいい。それから、1. から6. までも引き続き検討ということになっており、ここを詳細どうするのかということがとても重要になってくると思いますが、重要だから引き続き検討ということになっていると思います。これも合理的だと思います。指令が恣意的にならないことを担保することもとても重要だし、インバランス料金が無体な高い料金になって参入阻止にならないということも重要。これらの重要な問題を、これから考えていくことになると思います。

5番の需要特性を踏まえた注入計画ですが、まず、もし反映させるとすると正確に1時間ごとの需要量がわかっている需要家限定にならないとおかしい。ということは、メーターを相当大量につけることを関電は考えておられるのか。そういうことを考えた上で、再度詳細を詰めるときに考えていただきたい。どちらのコストが低いかを考えていただきたい。

それから、需要家に関して言えば、そもそもガスの場合にはピークカットはどれぐらい意味があるのか。電気に比べれば桁が小さいというか、電気だったら1時間違うと1000倍のオーダーで価値が違うことも原理的にはあり得るけれども、ガスの場合には貯蔵機能がありますから、相対的にこの価値は小さい。しかし、それでもピークをあまり出さないようにしてフラットに使うことでネットワークの負荷を下げる効果はあると思います。

そのときに、注入計画で個々の事業者に割り当てるということをすると、この制度でやると相当複雑になる。そうではなくて、ネットワーク全体の負荷を下げるということなのだから、特定の種類の需要に対して、例えば託送量を1銭低くするとかというような形で、直接、需要家に還元するやり方でも目的は達成できると思います。そのやり方が唯一のやり方だと言うつもりもないし、自明にベストだと言うつもりもないのですが、選択肢の一つとしては十分考えられる。5のようなことを考えてものすごく複雑にするよりは、類型化した特定の需要家に関して託送料を安くするほうが合理的。5の代替物としてそういうことを考えてもいいかと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、日本ガス協会、どうぞ。

○川岸オブザーバー

ありがとうございます。私どもガス事業者といたしましても、ご議論いただきました内容や新

規参入者様のご要望も伺いながら、公平で中立性の高い同時同量制度を目指して、詳細検討に参加させていただきたいと考えております。その上で、先ほど電力会社様からご説明のございました考慮すべき項目に関しまして、私どもの課題認識などを簡単に述べさせていただきます。

まず、需要特性を踏まえた注入計画の策定に関するご要望につきましては、需要特性を踏まえたガスの注入ということから考えますと、大手ガス事業者のもう一つの提案でございました「プロファイリング方式」が有効な手段ということでもあるのですが、これまで電力会社様が、例えば資料4の11ページの図のように、需要カーブといたしましては凹凸のある需要を前提に貯蔵機能の公平利用を求めてきたということを踏まえられまして、今回は貯蔵機能の公平利用の観点から「ロードカーブ方式」が事務局から提案されたものと考えております。

また、今回ご指摘のフラットに近い需要カーブの場合には、本来導管の貯蔵機能の活用のニーズは小さいということでございますので、従来の同時同量制度におきましても相当程度製造設備の有効活用は可能なものと考えます。

「ロードカーブ方式」での同時同量方式では、先ほどの事務局のご説明にもございましたし、松村先生のご質問にもございましたけれども、需要家場所での通信設備の設置が不要となるということでございますので、需要家場所におきます1時間ごとの払出量を計測しなくてもよいという制度でございます。このため、需要場所での払出量の変動をタイムリーに把握することができません。需要特性の反映には技術的な課題がございます。

いずれにいたしましても、注入計画の策定方法に関するご要望につきましては、技術的に計画策定が可能か、電力会社様以外の新規参入者様にとっても公平な制度となり得るかといった観点から、実現可能性の検討をお願いしたいと考えております。

次に、精算の在り方でございますけれども、注入実績と払出実績の差の精算につきましては、電気のインバランス料金の水準を検討される際に示されました価格の妥当性や透明性、インバランス抑制のインセンティブ、予見性の低さなどの観点を参考にご検討をお願いしたいと思います。

全面自由化後の調整力の供出主体の在り方でございますが、関連する論点としてご要望されました調整力の供出主体につきましては、事務局資料の24ページに記載されているとおり、現在の一般ガス事業者の製造部門のみでは安定供給を確保するための必要な調整能力を供出することが難しい場合も想定されるということでございますので、将来にわたって適用可能な制度とするためには、原則として全ての製造事業者などが公平に調整力供出の要請に応じていただくことが前提になると考えております。

最後でございますが、託送検討につきましては、先ほど電力会社様のほうから「現状1か月から3か月を要している」という説明がございましたけれども、大手3社では現在「平均で2～3週

間程度」で回答しております。大手3社のホームページには託送検討に要した平均的な期間を公表しておりますので、改めてご確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、石油連盟から挙がっていますが、よろしいですか。どうぞ。

○押尾オブザーバー

ありがとうございます。同時同量制度につきまして、少しコメントをさせていただきます。

本日のご説明では、「ロードカーブ方式」が、新規参入者も含めまして、導管の貯蔵機能を公平に活用できる仕組みとなっているかどうか不明でございますので、小売事業者に対しましてどのような義務が負わされるかにつきまして、今後より具体的なご説明をお願いしたいと思います。

配付資料によりますと、小売事業者は、自社が獲得した需要カーブとは関係なく、導管事業者から提示された注入計画に合わせてガスを注入する義務を負うこと、さらに、導管事業者が策定した1時間単位の注入計画値を目指してガスを注入すること、同時同量のアローワンスを0とすることなど、新規の小売事業に参入する者にとっては厳しい運用義務を課される内容となっているような印象を受けます。

また、引き続き検討すべき論点といたしまして、小売事業者の注入計画と注入実績や、注入実績と払出実績との差に係る精算の在り方、注入計画の策定方法の透明性の確保、払出計画の適正性を確保するための仕組みが挙げられておりますが、新規参入者に過度な規制とならないよう、仕組みの検討をお願いしたいと思います。

なお、ガスの安定供給確保を前提とした上で、注入量の平準化を目的とした1日同時同量制度などの柔軟な方法の検討も含めまして、同時同量制度の在り方については慎重な検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

深山委員、どうぞご発言ください。

○深山委員

同時同量制度について、今回事務局の提案については基本的に合理的なものであり、賛成したいと考えております。その上で、引き続き検討すべき論点がいずれも重要なことも、そのとおり

だと思いますが、まさに注入計画を適正に定めるその定め方について、③で指摘しているように透明性も確保して行うということが制度を支えることになるんだと思います。その観点から、⑤のところでも可否が問われている需要家の需要特性を踏まえた計画はどうかということについて、一言申し上げたいと思います。

理屈の上では確かに需要家の特性を踏まえることの意義というものは理解できる場所なんですけれども、現実的にそれが可能なのかなという思いがあります。理屈の上では可能な話なんですけれども、現実としてきちっと各需要家の特性を踏まえた計画を立てるといのはかなり緻密な作業になるし、それを適時に行う、日々行うということなんでしょうけれども、これは技術的なことなのかもしれませんけれども、それができるのかなというのが素朴な危惧を感じる場所です。

この問題は精算のところにも多分関係が深いんだと思います。つまり、複雑な計画を立てれば立てるほど、それが実績とどう合っているか、合っていないかということも複雑になってきて、その精算の在り方も複雑になるというふうに、全て連動してくるような気がいたします。そういう意味で、理屈の上で合理性があるとは感じながらも、果たして実現可能なのかなということについて危惧を覚える場所でございます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。3点ございます。

まず1点目は、きょう関西電力様にご説明していただいた資料でございます、小売事業者AとBについてですが図のカーブを見ますと、小売事業者Aですと「ロードカーブ方式」が望ましく、小売事業者Bにとっては「プロファイリング方式」が望ましいというように思いました。とすれば、全ての小売事業者が納得するようなカーブというのは難しいのかもしれないということと、今のご説明を聞いていて感じた次第です。本日の議論において、二重導管規制における哲学という話もございましたが、何をもって公平とするのかという考え方を示さなければいけないのではないかと思います。私自身は「ロードカーブ方式」が公平のように思えますが、さらなる理論武装が必要ではないかと思いま、すというのが1点目です。

2点目ですが、20ページ目の最後でございます需給調整のところですが、「調整力を確保し」という文言がございます。先ほど松村委員から「電気ほどは厳しくないレベルでの調整力が必要となるのでは」という主旨のご指摘があり、私もそのとおりとありますが、何分経験したことが

ないことでありますので、実際どの程度の調整力が必要なのかについて、単に頭で考えるだけではなくて、実際の事業活動をベースに考える必要があると思います。データがあれば良いのですが、別の形でも結構ですので、もう少し示していただきたいなと思います。

それとともに、論点2ですが、山内委員長のほうから「この整理でいいですね」というご発言があり、私もいいと思っておりますが、一点ございます。ガス協会様からもご指摘があった24ページの「ガス製造事業者」というのは一体どのような事業者になるのでしょうか。私の理解では、少なくとも今のガス事業法には「ガス製造事業者」という事業者はいないと思いますので、これをどう考えるのかは整理が必要かと思えます。ですが、重ねて申し上げますが、論点2の考え方についてはもちろん賛成です。

3点目ですが、託送についてです。22ページ目の⑥の託送検討の在り方においては金額についての記載はありますが、期間については触れられていません。ただ、先ほどガス協会様から「今、2～3週間で実施している」というお話がありました。確かに従来の期間よりも短くなっているように思いますが、果たしてその2～3週間という期間が妥当なのかどうか。また、今後さらに短縮できるのかどうかという点についても検討する必要があるのではないのでしょうか。

それからもう一つ託送についてですが、従来、託送は大口需要家向けが対象でしたが、今後は全面自由化になり、小口需要家向けの託送という概念も出てまいります。こうした小口小売向けの託送料金についてどのように整理していくのか、この点についてもよろしく願いいたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃ、柏木委員、どうぞご発言を。

○柏木委員

今の同時同量で、10ページに3社提案の比較というのが出ていまして。普通のタンクで出口が幾つかあって入口か幾つかあって、導管の中はバルクで常に一定の圧力を保つか、あるいは、夜間は負圧にしておいて、クリティカルフローにする。圧力差が2対1ぐらい、正確に言うと0.5283というんですけども、大体2気圧で1気圧のところに出せば、ずっと流量が保てる、クリティカルフローというか一定の流量になるわけですね。それだったら、注入量を入れたときと出たときは、1時間同時同量でやっておけば間違いないと思います。

ただ、今回のパイプラインというのは非定常流ですから、いろいろなネットワークが込み入ったパイプラインを流れて行って、どこから出てどこから入るかというのもランダムになっていくわけで、最適解を考えるには、この中で新規参入者にも比較的公平な圧力というか、詰めるとき

に圧力の貯蔵能力を全てが公平に利用できるというのが、ひとつ重要なポイントになってきて、ネットワーク全体として誰かが制御しないと流量は一定に保てなくなります。

そういう意味では、全体のロードカーブがこういう形になってきて、それに対して皆さんがそろえて入れるというのが、ある意味ではネットワーク全体最適化の観点で、かつ、新規参入者の公平性を担保するという観点からは、比較的優れた、両者にそれぞれwin-winモデルになるんじゃないかという感じがするわけです。本来はそれぞれが同時同量でやっていく必要があるんだろうと思いますが、電力と違うところは、この圧力容器的な要素があるし、全体の非定常流をコントロールするわけですから、全体最適化という観点を重んじないとうまくコントロールができない。ということは、指令者が誰かいないとコントロールできないという形になってくると思います。

そういう意味では、事務局の「最終的にロードカーブの託送方式というのが、全ての利用者に公平性の担保がほかに比べて優れているんじゃないか」という意見に私は賛成したいと思います。

○山内委員長

ありがとうございました。

皆さんのご意見は大体、事務局ご提案の「ロードカーブ方式」についての大きな反対はなかったと理解しております。その意味では基本的にはこの方向で議論するということですが、何人かのご意見がありましたように、詳細についてもう少し検討してはどうかということ、特に負荷との関係についてもありますので、その辺は事務局でまた詳細に検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、あと残り2つあるんですけども、2つ目は簡易ガスと熱供給事業者の指定基準について、これについてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょう。

どうぞ、大石委員。

○大石委員

ありがとうございます。もう時間もありませんので、お手元にお配りしています資料6に意見をまとめておりますので、幾つか述べさせていただきます。

まず、今回お配りいただいた資料の28ページ、29ページになりますでしょうか、「第10回ガスシステム改革小委員会の資料3」というのが出ておまして、このところで、「70戸以下の集合住宅団地では、もう既にLPガス小規模導管供給事業では他の事業者のバルク及び附属設備を買い取る形での競争が行われている」と書いてあるのですけれども、この数字の根拠となる母数と、実際に競争が起こっている量というのはどれだけあるのかというデータをできればお示してください。

それから、これは私の感想ですけれども、70戸以下というと賃貸の住宅なども多いと思いますが、例えばLPガスに交換するという場合は、家主さんのほうに事業者から直接オファーがあって、配管も含めて全て取り替えますよ、配管と一緒にクーラーなどの設備もサービスしますよというような形で、総取り替えするというようなことが起こっていると聞いております。そういう形で競争が進んでいるということはあると思いますけれども、実際にこれが70戸以上の住宅で、しかも個人の持ち物であった場合に起こるかということについてはかなり疑問があります。70戸以下の集合住宅でこういうことが起きているので、70戸以上の住宅においても自由化が進んでいるとみなして、簡単に料金規制の経過措置を取り払ってもよいというのはちょっと乱暴すぎる論理で間違っていると思いますので反対させていただきます。

それから、もう時間がないので先に全部述べさせていただきますけれども、料金規制の撤廃について、前回は申し上げましたが、消費者は全く値上げを認めないと言っているわけではありません。例えば燃料費の値上がりなどがあった場合には、その範囲内で料金が上がることについては消費者も受け入れております。逆に、なぜ規制料金があれば競争が起こらないのかというところですね。値段を下げることで競争は幾らでもできるわけで、規制料金が残っているから競争が起こらないということが私としてはどうしても納得がいきません。

前任の杉本委員が消費者団体からの国民としての意見を受けて、料金の経過措置の継続を強く求めていたわけですが、消費者のほうに経過措置の撤廃の理由がちゃんと説明できるのかどうかぜひ伺いたいと思います。なぜ消費者が反対するか申しますと、資料6の括弧の中にありますように、2月24日の議事録、それから、12月3日の議事録にありますように、一部かもしれませんが、自由化の後には料金が自由になるのだから、上げられるだけ上げるのが自由化だというふうに受け取っておられる事業者さんもおられるということです。これが消費者にとっては大変脅威になっているというところが大きいのが1つ。

それから、消費者が不安に思っているだけではなくて、裏のページを見ていただきますと、一般ガスと簡易ガスとLPガスを見ますと現状、明らかに料金が違っているわけです。提出させていただいているのは近畿経済産業局の資料でして、関東経済産業局はこういう資料がないので、今後は関東経済産業局にも、是非このような資料を提出していただきたい。しかも、これが自由化したときには高いほうのLPガスの料金に張りついてしまうのではないかという懸念があるのと同時に、またここでLPの話をするとう橋川先生、松村先生からお叱りを受けるかもしれません。説明させてください。前回私が出した事例につきまして、何が本質的に問題だったのか具体的な内容を入れる必要があるとのご意見をいただきましたので、富里市に問い合わせいたしました。が、個人情報ということがあって事例の具体的な中身までは聞くことはできませんでした。

逆に申しますと、このような相談事例になっているということは、消費者が悪いとか、事業者が完全に悪いということがはっきりしていないと考えられます。当事者同士で解決できているのであれば、相談事例にはならないはずですが。いろいろなトラブルが重なって起きているから相談事例になっているわけで、相談窓口としてはHP上のアドバイスにあるように消費者にトラブルを未然に防ぐための注意を喚起しているという状態です。

プラス、裏のほうにメールの文面をつけさせていただきました。この場でLPガスのことをいろいろお話しさせていただいている関係で、NACSに奈良のプロパンガスの販売店から、実際に事業者間で起きているいろいろな悪しき慣習についてメールをいただきました。消費者が悪いのか事業者が悪いのか、ということだと、きちんと書面交付の義務があるのに求めない消費者の側にも落ち度はあるのかもしれませんが、事実としてこのような状況があるということのようです。結論として、先ほども申しましたけれども、本当に競争が起きているかどうかということが確認されない状態で、70戸以上の集合住宅で経過措置を外すというのは余りにも乱暴ではないかなと思ひまして、意見を述べさせていただきました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

では、池田委員どうぞ。

○池田委員

ありがとうございます。資料の33ページの経過措置料金を外すかどうかの論点について、集合住宅は外して、住宅団地型については一定のエリアにおける需要家に対する供給をしている意味で、一般ガス事業に類似していることからということで、一般ガス事業における考え方を参考にするという理由づけに整理されています。経過措置を外すかどうかでまず重要なのは、需要家はその交渉力があるかどうかということが重要なポイントであって、大石委員が懸念されているように、本当に需要家に交渉力があるのかということとをどのような指標で判断するのかということとを、もうちょっとデータがあればよいなと思ひました。

それから、需要家に交渉力があつたとしても、あるいは、需要家にとって代替的な供給者がいるという整理や、あるいは、ほかのエネルギーとの競争があるということも評価の視点としては大事だと思いますが、大石委員からご指摘があつた奈良のLPガス業界では新しい取組みをしようとするとうれい先から取引拒絶を受けたということで、事業者間で互いの顧客を尊重し合うという暗黙の了解があり顧客の奪取に向けた競争的行動がとられておらず、事業者間で協調的な行動がとられているのではないかという疑いがこの文書から見受けられました。したがって、代替的な取引先、ライバルがいたとしても、その事業者がちゃんと競争しているのかということとはし

っかり見ていくべきではないかと思いました。競争者の存在だけでなく、競争者の競争する能力や競争する意欲をしっかり評価する必要があると思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

では、関連で、全国LPガス協会さん、どうぞ。

○内藤オブザーバー

この場はLPガスの問題を議論する場所ではないというふうに理解しておりましたので、発言は控えさせていただいておりましたが、ご指名ですので発言させていただきます。まず大石委員と池田委員からご指摘のあった奈良のわくわくガス屋さんというLPガス業者については大変立派にやっつけられているところでございます。奈良にはほかにもLPガス料金を公表しているところはございます。料金をインターネットで公表しているのは、ここ1社だけではございません。それらの事業者から、同業者による嫌がらせを受けたという話は聞いたことはありません。

○山内委員長

すみません、マイクの音が小さいので変えてほしいということで。

それから、今のご発言は今のご質問に対する答えというふうにして。どうぞ。

○内藤オブザーバー

わくわくガス屋さん以外にも料金を公表しているガス屋さんもいらっしゃいます。LPガスは自由競争業種ですので、各社がそれぞれの経営理念に基づいてすったもんだ、押しくらべをやっている業界でございます。わくわくガス屋さんについて言うならば、非常に低廉な価格を武器にシェアを伸ばしていると思います。当然シェアを伸ばそうとすれば周辺の業者の方とはいろいろな競争、軋轢は発生しているんだろうと思いますが、この点については私ども全国の協会も奈良県の協会も、個別の業者間の競争には立ち入らないという方針、もちろん独占禁止法の問題もございますので、一切そこには立ち入らないという方針でございます。

また、「仕入れ先からの取引拒絶」というふうに書かれていますけれども、現実には商売も広がっておりますので、決して仕入れが押さえられているというような事態はないと我々は思っております。

それから、談合というか、競争を制限しているのではないかということでございますが、そういうことは一切ないと思っております。それぞれのお店でそれぞれの値づけをして競争しておりますので、地域で談合価格を定めてというようなことは一切あり得ないと思っております。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

じゃ、またこれも関連してあれですね、石油流通課の田久保企画官から。

○田久保石油流通課企画官

この場をお借りして一言だけ述べさせていただきます。

ただいま業界団体から少しご紹介がありましたけれども、業界団体としては限界というのもあるのかなと考えておりますが、今回も含めてLPガス事業部門に関して種々の懸念が表明されているところでございます。前回の議論でもあったとおり、事実関係に基づくことが必要であると思っておりますので、当方としてもまずは種々の実情について関係各所からの話を聞いた上で、広く対応をしていきたいと考えております。

とりわけ今回大石委員からご指摘があったような積極的に料金を公表している業者に対して、その理由で他の事業者が嫌がらせを行っているという行為が本当にあったんだとすれば、時代錯誤も甚だしく、私自身憤りを覚えるような行為だと考えております。事実関係を調査して、要すれば公正取引委員会等関係当局とも連携して、必要な対応を考えていきたいと考えています。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、日本コミュニティーガス協会、どうぞ。

○松村オブザーバー

大石委員から、「集合住宅を経過措置料金規制の対象から外すのはおかしい、反対」というご意見がございました。ご懸念は私も理解できます。集合住宅では確かに1件1件個別にガス事業者の選択をするというのは難しいというのは理解できます。ただ、住民の意思を反映した管理組合とかオーナーの意思決定によりましてガス供給事業者の選択というのは可能であります。現に70戸未満の集合住宅では切替えの事例がたくさん見られるところでございます。簡易ガス事業というのは現在事業許可制になっていますし、供給義務があるといったようなことで、これが登録制になりますと、同様の競争状況が生まれるものと理解しております。競争状態になれば、ご懸念のような不当な値上げというのはとてもできるものではないと考えています。

集合住宅で個別に事業者選択ができないからということで料金規制をやっていくとすれば、その構造的な部分というのはいつまでたっても何ら変わらないわけでありまして、変えることができないわけでありまして、経過措置が過渡的なものだとすると、何年後にはほかのところは全て料金規制が撤廃される中で、旧簡易ガス事業の集合住宅だけが未来永劫料金規制を残さなきゃいかんというような不自然な制度になって、適当ではないのではないかと考えています。

ご懸念を払拭するためということで申し上げますと、前回の委員会で委員の方から「事後的な規

制の仕組みを考えることが重要ではないか」といった趣旨の発言がございました。旧簡易ガス事業の集合住宅に限らず、例えば不当な値上げといったような苦情がもし出てくれば、事業者から報告徴収をし、必要なら是正指導を行うといったような仕組みを検討することが現実的な仕組みになるのではないかと考えています。

あと、時間がないんですけれども、住宅団地型の料金規制に関して申し上げさせていただきます。2、3分ください。

基本的に経過措置料金規制は例外的な制度だと理解しています。ただ、一般ガス事業に類似した同様の考え方でということになると若干違和感があります。1つは規模の違いです。一般ガス事業では1事業者当たりの需要家数は14万戸です。これに対して簡易ガスは団地ごとで見ると246戸ということでありまして、社会的な影響度、インパクトという観点ではどうだろうか。あるいは、70戸の簡易ガス団地から数千戸に及ぶところまでありますが、これを一律に取り扱うのだろうかというのが1つであります。

2つ目に、何を以て競争状態があると捉えるかということだろうと思っています。これまでなかったところに導管を延伸して普及を図っていくという一般ガス事業では、供給区域の世帯数におけるメーター取付とか、あるいは、調定件数でシェアを計算することができます。他方、簡易ガス団地は、前々から申し上げているように、100%を前提として導管を敷設して事業許可を得て、行政当局の監督を受けているわけでありまして、改正法施行時に簡易ガス供給が100%であれば競争がないというふうに判断できるかもしれませんが、それ以下であれば競争状態にあるということが一応推定されるということだろうと思います。

本来、消費者が他のエネルギーを選択できる環境にあるかどうかを確認すればよいはずだと思っています。仮に例外的な料金規制に当たって、唯一の指定基準ではないとして、絞り込みの一応の基準としても、前回は一般ガスでは「都市ガス利用率」と称していたわけですが、簡易ガスの基準では「需要家のシェア」というふうに言葉を言い換えて、このニュアンスの違いは何だろうと考えています。100%の前提の宅地に対して現にどれだけ簡易ガスとして利用されているかという点では、むしろ「簡易ガス利用率」というふうにするべきでありまして、その比率は簡易ガスの特性からすれば当然一般ガスよりは高くなるものと理解しています。

さらに、利用率の算出ですが、33ページの注書きの(3)にありますように、改めて詳細調査をしないと把握できないような数字、流動的な数字を使うというのは適当ではないのではないかと。簡易ガス事業者は導管敷設こそ行っていますが、空き地となっている宅地を所有しているわけでも、管理しているわけでもありません。そこに家が建って、そこのお客様からガス供給の申込みがあつてはじめて把握できるのでありまして、管理もしていない団地内の空き家、空き地数

の報告を求められることは、自由化の時代にあつて事業者に無用の負担を強いるものではないでしょうか。既に行政当局が把握している供給地点数を分母とすることで、一応の絞り込みという目的は達成できますし、事業者の登録などの制度全体との整合性からも適当だと考えております。

委員の先生方には、ぜひ簡易ガス事業の実態をご理解いただいて、ご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

○山内委員長

ありがとうございます。

大変お待たせしました、二村委員、どうぞご発言ください。

○二村委員

ありがとうございます。私は、簡易ガスの特に集合住宅における料金規制の解除については、簡易ガスだけで結論を出してしまうのではなく、都市ガスもセットで、集合住宅における事業者の選択と消費者保護の問題ということで検討をした上で、結論を出していただくようお願いをしたいと思います。

ひとつには、競争状態をどう判断するか、経過措置料金の規制をどう解除するかということだけではなくて、規制が解除された後の規制といったものをどう考えるかといった要素があると思います。

また、賃貸ということになりますと、多分ガス事業だけではなくてほかの領域での規制や保護ということも併せて考えないと、本当の意味で消費者の保護というのはできないのではないかと、思っております。

ガス市場が自由化することによって、集合住宅にお住まいの方のところに起きるかもしれないような問題を、全体としてどういうふうに防ぐ仕組みができていくのかということを確認したいと思います。これは、都市ガスのほうも同じようなことが起きてくると思いますので、そのときにあまり非対称であるというのはよくないのでは、と思います。両方併せてご検討いただければ、思っています。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

すみません、司会不手際でもう8時24分ということで、もう一点論点があるんですけども、これについては、きょうは時間切れということで、また別の機会にさせていただこうと思います。

今の論点については、70戸以上の集合住宅についてご異論もございましたので、また検討させていただきますけれども、そのほかについてはそれほど大きな反対はなかったと理解しております。

す。

それでは、議論はこれぐらいにしますが、事務局のほう何か。

○藤本ガス市場整備課長

簡単に今の集合住宅型の点についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、二村先生からご指摘いただいた点ですけれども、住宅団地型は都市ガス型と親和性があるかと思しますので、ここは併せて議論させていただければと思っています。ただ、集合住宅型については、都市ガスとはビジネス自体が異なるため、ここはセットでの解決はなかなか難しいかなというのが第一印象であります。引き続き検討させていただきます。

それから、集合住宅型については、今の状況ではオーナーとかマンション管理組合の方から切替を働きかけることは難しいんですけれども、自由化された後はそうしたことができるようになる。そういう意味では、入っている方が個別に選ぶことはできないけれども、全体としては選ぶことができるようになるということは現状と大きく変わるところだと思っています。

70戸未満を見ますと、松村様からご説明あったとおり、なかなか総数を把握することは難しいんですけれども、相当数の切替えが実際に起きているということで、導管はオーナー側、マンション管理組合側が持っているということもあって、切替えは起こりやすいビジネスモデルだと考えております。こうした状況を見ると、今後は簡易ガス、特に集合住宅型の簡易ガス事業者については、こうした競争圧力に常にさらされながら事業をしていくことになるのではないかと考えているところです。

それから、経過措置料金規制自体は今後は小売全面自由化ということですので、競争が働かないケースについて例外的に設ける措置と考えています。きょうの最初の論点で議論させていただいたとおり、とにかく広くかけておけばいいというものでもないということはぜひご留意いただければと思います。規制なき独占が起るようなケースについて例外的に課すものと考えております。

また整理をさせていただいて、ご提案を整理させていただきます。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、最後に今後の予定の説明を事務局からお願いしたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

次回第26回につきましては、12月15日に開催することで委員の皆様の了解をいただいております。議題は追ってご連絡させていただきます。

○田嶋オブザーバー

申し訳ございません、よろしいでしょうか。

○山内委員長

はい。時間がございませんので、手短にお願いします。

○田嶋オブザーバー

日本熱供給事業協会でございます。熱供給事業法につきましては、本日の指定旧供給区域の指定基準、それから、施行期日によりまして、全ての論点につきまして審議が終了したと考えております。そこで、まずこれまで当委員会におきましてご審議いただき、熱供給事業のシステム改革につきましておまとめいただきましたことに感謝申し上げます。

私ども事業者としましては、厳しい状況が生じることも予想されますが、自由化によりサービスの拡充などを行い、お客様から選ばれる事業者となるように努力いたす所存でございます。また、自由化による手続上の混乱を避けるために、事業者としてもできる限り努めますので、引き続きご指導、ご支援をいただきますよう、よろしく願いいたします。

恐縮でございますが、来年4月の改正法の施行に向けまして、具体的なお願いを2つだけさせていただきますきたいと思います。

1点目は、来年4月1日の改正法施行まであまり時間がございませんので、自由化時の混乱を避けるためにも、なるべく早くお客様に法改正の具体的内容を説明できるように、先ほどの指定旧供給区域の具体的な指定、さらに関係政省令等の制定あるいは改正につきまして、できるだけ早期に行っていただくようお願いいたします。

2点目でございますが、お客様との契約手続などの面におきまして、事業者の努力を越えてのお客様側の混乱も予想されます。特に合意形成に時間を要して、需給契約の締結等の事務手続が、お客様も忙しい年度末でございますので、施行日の4月1日までに間に合わないといった場合も想定されるわけでございます。そのような場合の経過措置等のご配慮をお願いする次第でございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

ご意見は承りました。そしてまた、今の最後の点は事務局のほうでご検討いただけると思いますが。

それでは、ほかにご発言ございますでしょうか。

3. 閉会

○山内委員長

よろしければ、これで議事を全て終了とさせていただきます。第25回ガスシステム改革小委員会を終了いたします。ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

—了—